様式第17の4の10(第23条の9の3関係)

1　データ伝送交換機能の接続料原価抽出の手順

	費用の抽出に係る手順	備考
移動電気通信役務に係る費用から音声伝送役務に係る費用の控除及びデータ伝送役務に係る費用の抽出(以下「ステップ1」という。)		
データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用の控除及び回線容量課金対象費用の抽出(以下「ステップ2」という。)		
回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用の控除及び接続料原価対象費用の抽出(以下「ステップ3」という。)		

注1　ステップ1、ステップ2及びステップ3における費用の抽出に係る手順は、基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。)に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。

2　備考欄に、各ステップにおける費用の抽出に係る手順や考え方について、前事業年度からの変化の有無及び、変化が生じた場合はその理由を記載すること。

2の1　ステップ2における抽出状況の詳細

	直課している費用について		配賦している費用について		直課している費用及び配賦している費用の割合	備考
	回線容量課金対象外費用のうち主要な費用及びその額	回線容量課金対象費用のうち主要な費用及びその額	配賦している費用のうち主要な費用及びその額	配賦の基準及びその具体的な値		
営業費						
運用費						
施設保全費						
共通費						
管理費						
試験研究費						
研究費償却						
減価償却費						
固定資産除却費						

通信設備使用料						
租税公課						

注1　基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。)に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。

2　「直課している費用について」の欄は、回線容量課金対象費用又は回線容量課金対象外費用のいずれに該当するか個別に判断できる費用について記載すること。

3　「配賦している費用について」の欄は、回線容量課金対象費用又は回線容量課金対象外費用のいずれにも該当する費用について記載すること。

4　主要な費用及びその額は各費用の具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。記載に当たつては、どのような基準により直課・配賦が行われているか分かるよう、どのような設備に係る費用なのかを明確にして記載すること(例：基地局の保守に係る委託費)。また、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用、他の事業者が個別に負担している設備費、付加機能の用に供する設備費又はPGW設備に係る費用が含まれる場合は、その額を個別に記載すること。また、全ての費用区分について、各欄に記載する主要な費用の合計額が、当該主要な費用が構成する費用全体の三分の二以上となるようにすること。記載に当たつては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

○○に係る○○費：○○億円

5　「直課している費用及び配賦している費用の割合」の欄には、全体に占めるそれぞれの費用の割合を百分率で記載すること。

6　配賦の基準は、その定義及び具体的な計算方法の詳細を備考欄に記載すること(重複の場合は省略可。)。

7　様式に示す費用区分から更に細分した区分を設けている場合は、適宜欄を追加すること。

2の2　ステップ3における抽出状況の詳細

	直課している費用について		配賦している費用について		直課している費用及び配賦している費用の割合	備考
	接続料原価対象外費用のうち主要な費用及びその額	接続料原価対象費用のうち主要な費用及びその額	配賦している費用のうち主要な費用及びその額	配賦の基準及びその具体的な値		
営業費						
運用費						
施設保全費						
共通費						
管理費						
試験研究費						

研究費償却						
減価償却費						
固定資産除却費						
通信設備使用料						
租税公課						

注1　基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。)に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。

2　「直課している費用について」の欄は、接続料原価対象費用又は接続料原価対象外費用のいずれに該当するか個別に判断できる費用について記載すること。

3　「配賦している費用について」の欄は、接続料原価対象費用又は接続料原価対象外費用のいずれにも該当する費用について記載すること。

4　主要な費用及びその額は各費用の具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。記載に当たつては、どのような基準により直課・配賦が行われているか分かるよう、どのような設備に係る費用なのかを明確にして記載すること(例：基地局の保守に係る委託費)。また、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用、他の事業者が個別に負担している設備費、付加機能の用に供する設備費又はPGW設備に係る費用が含まれる場合は、その額を個別に記載すること。また、全ての費用区分について、各欄に記載する主要な費用の合計額が、当該主要な費用が構成する費用全体の三分の二以上となるようにすること。記載に当たつては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

○○に係る○○費：○○億円

5　「直課している費用及び配賦している費用の割合」の欄には、全体に占めるそれぞれの費用の割合を百分率で記載すること。

6　配賦の基準は、その定義及び具体的な計算方法の詳細を備考欄に記載すること(重複の場合は省略可。)。

7　様式に示す費用区分から更に細分した区分を設けている場合は、適宜欄を追加すること。